

第4章 解散及び合併

1 解 散

(1) 解散事由（法第31条）

特定非営利活動法人は、次の事由によって解散します。

（解散事由）

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合 併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 法第43条に規定する設立認証の取消し

ア 社員総会の決議（法第31条の2）

社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の賛成をもって解散の決議をし、解散することができます。

イ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（法第31条第2項）

法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、東京都の認定がなければ解散することはできません。

ウ 社員の欠亡

法上、社員は10人以上いなければなりません。ただし、社員が10人未満になつたことを理由として直ちに解散するわけではなく、法上の要件（10人以上）を回復することができず、社員が1人もいなくなったときに、解散することになります。

エ 合 併

これについては、「3 合併」（→108頁）のところで述べます。

オ 破産手続開始の決定（法第31条の3）

法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所が、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。

カ 法第43条の規定による設立の認証の取消し

改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。「第6章 監督」の「3 設立の認証の取消し」（→114頁）をご覧下さい。

(2) 解散認定申請（法第31条第2項、第3項）

法人は、上記の解散事由「③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散の認定を受けようとするときは、それを証明する書面として、例えば社員総会の議事録の謄本などを添えて「特定非営利活動法人解散認定申請書」（第8

号様式）を、東京都に提出しなければなりません。

(3) 解散届出（法第31条第4項）

前項の解散事由①、②、④又は⑥によって解散した場合には、清算人は、「特定非営利活動法人解散届出書」（第9号様式）に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付して、遅滞なく東京都に提出しなければなりません。

2 清 算

(1) 清算人（法第31条の5～7）

法人が合併以外の事由で解散したときは、破産手続開始の決定の場合を除き、理事が清算人になります。清算人となる理事とは、代表権を有する理事がいる場合でも、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができます。

(2) 清算人の職務

ア 清算中に就任した清算人は、就任後、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算人就職届出書」（第10号様式）を東京都に提出しなければなりません。（法第31条の8）

イ 清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為をすることができます。（法第31条の9）

ウ 清算人は、解散した後遅滞なく、官報に掲載して公告し、債権者に対し2か月以上の一定期間内に債権の申出をすべき旨を催告する必要があります。その公告には、債権者が期間内に申出をしないときはその債権は清算から除斥される旨を付記しなければなりません。

なお、判明している債権者には、個別にその申出を催告する必要があります。（法第31条の10）

※ 官報への公告の掲載依頼に関するることは、最寄りの官報販売所にお問い合わせください。（公告掲載は有料です。）

エ 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てを裁判所にして、その旨を公告する必要があります。（法第31条の12）

オ 清算が結了したときは、清算人は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項

証明書（閉鎖事項全部証明書）を添付して「清算結了届出書」（第12号様式）を東京都に提出しなければなりません。（法第32条の3）

(3) 残余財産の帰属（法第11条第3項、法第32条）

解散した法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、定款で定める帰属先に帰属します。定款に規定する場合は、次の者のうちから選定しなければなりません。

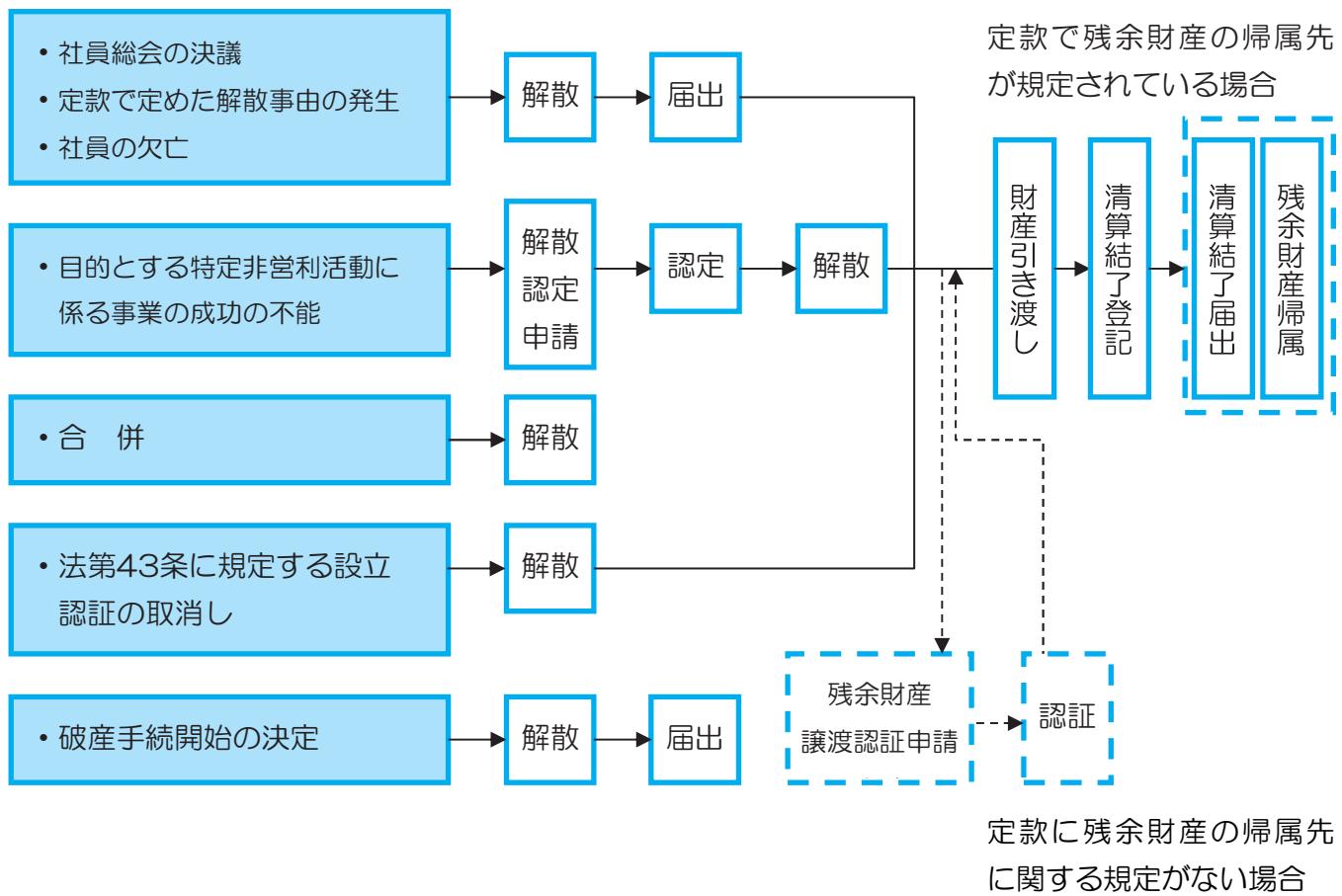
（残余財産の帰属先）

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

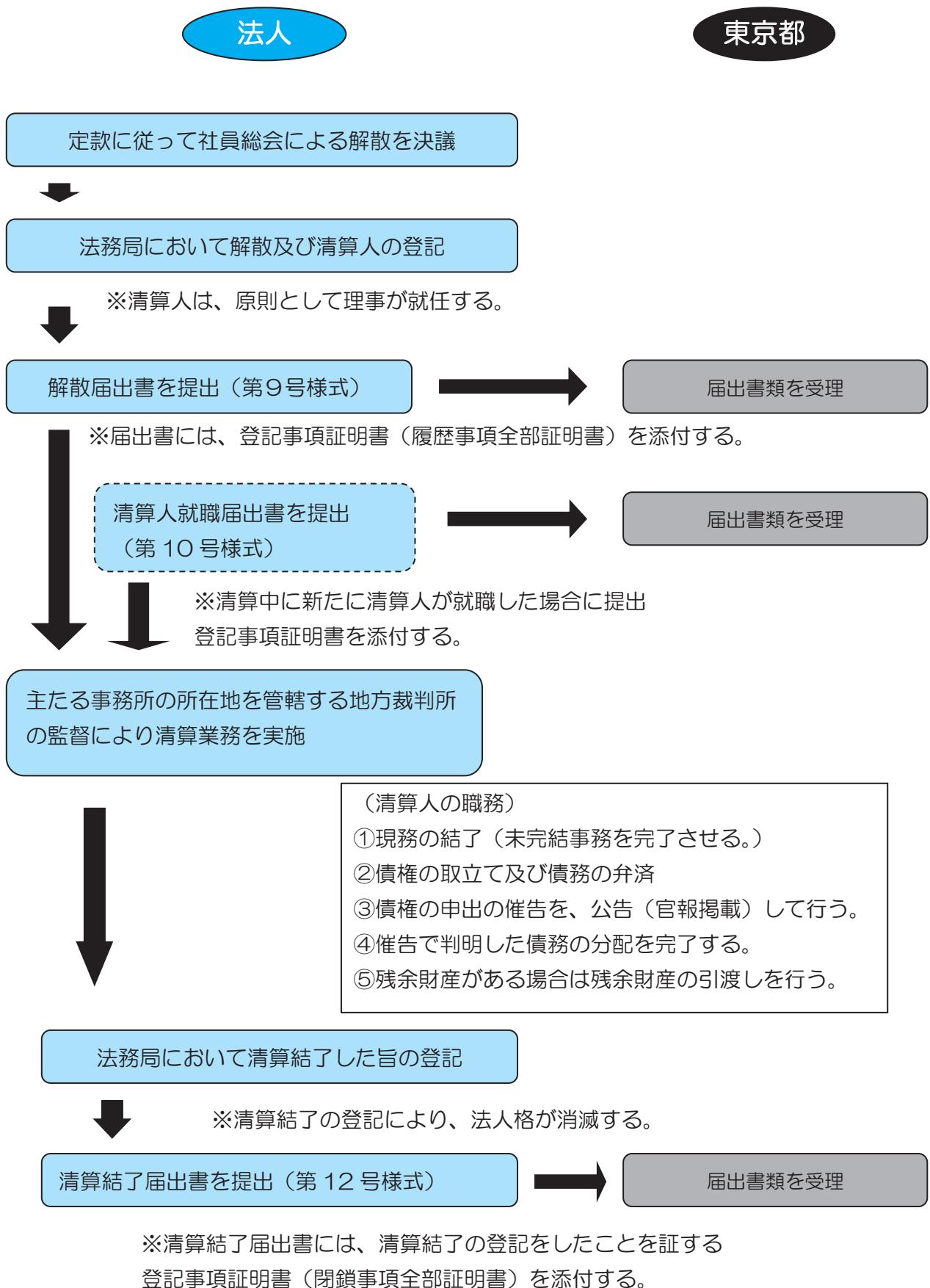
定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合には、清算人は、「残余財産譲渡認証申請書」（第11号様式）により東京都に申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

定款に帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請し不認証になった場合には、残余財産は国庫に帰属します。

●解散及び清算に係る事務の流れ●



●総会における解散決議から清算結了後の届出までの流れ●



3 合併（法第33条～第39条）

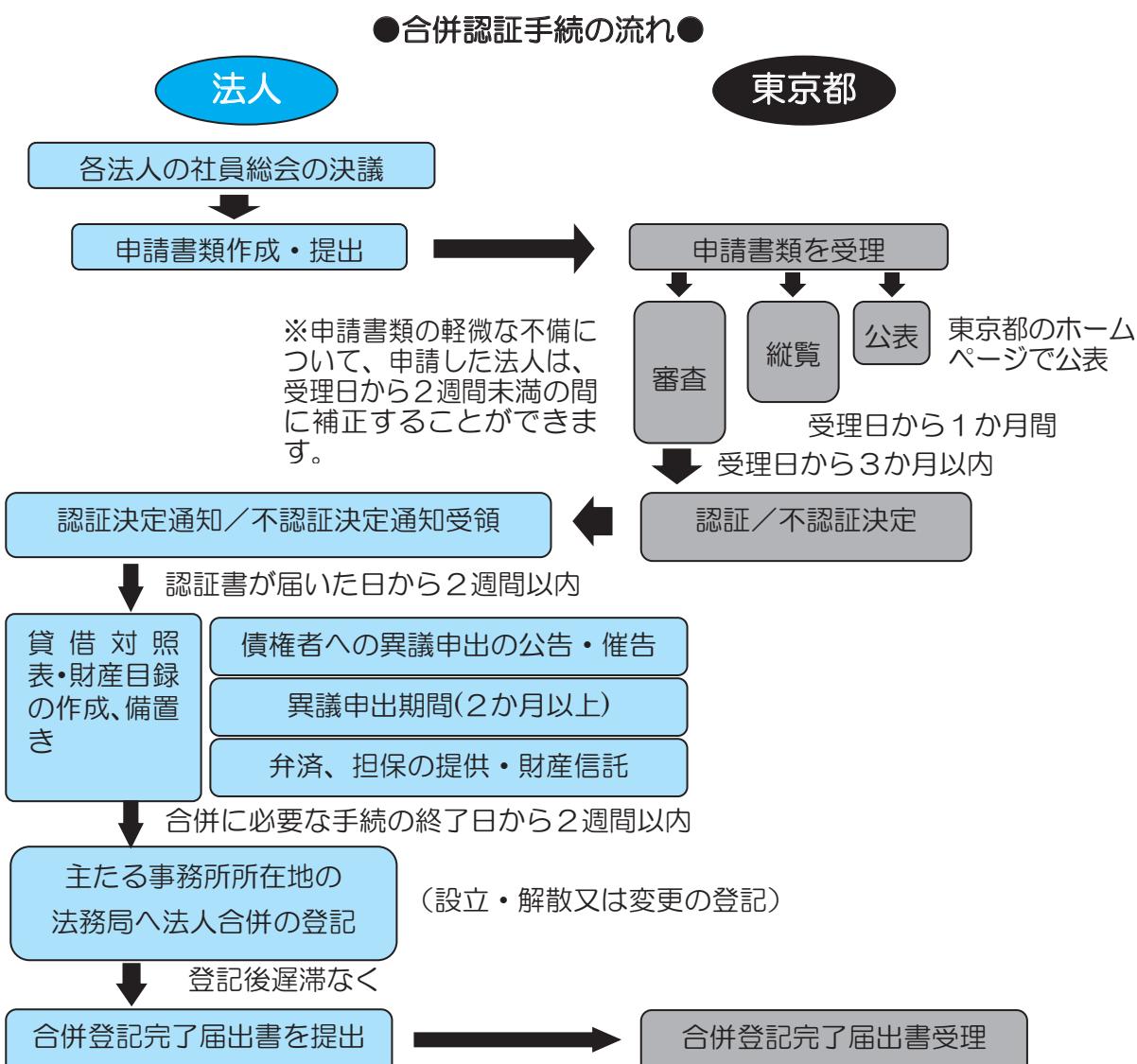
(1) 合併認証手続

法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。

合併するには、定款に特別の定めがある場合を除き、社員総会において社員総数の4分の3以上の多数をもって決議することが必要です。社員総会の決議を経た後、合併認証申請書を提出し、東京都の認証を受けなければ合併できません。

東京都は、申請書を受理した後、設立の申請の場合と同様に、東京都のホームページ上で公表し、1か月間の縦覧後、正当な理由がない限り、2か月以内（申請受理日から3か月以内）に認証又は不認証の決定をします。

なお、所轄庁が異なる法人同士の合併は、存続法人又は新設法人の所轄庁に申請書を提出し、認証を受けることとなります。



(2) 申請に必要な書類

	提出書類	部数
①	合併認証申請書（第13号様式）	1
②	合併の議決をした社員総会の議事録の写し（謄本）（合併する各法人分） ※写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管すること (書式第20号又は第21号)	1
③	定款（→〔定款例〕20頁参照）	1
④	役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿（書式第1号）	1
⑤	就任承諾書及び宣誓書の写し（謄本）（書式第2号又は第3号） ※写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管すること	1
⑥	役員の住所又は居所を証する書面 (1)住民基本台帳法の適用を受ける人（日本国内に住む外国人を含む。） は、「住民票の写し」（コピーではなく、区市町村の長が交付した 書面を提出すること。） (2)その他、海外に住む日本人や外国人は、住所又は居所を証する権 限のある官公署が発給する文書 ※ 書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付 ※ 書面は申請日（東京都が受理した日）前6月以内に発給されたもの ※ マイナンバーが記載されていないもの	1
⑦	社員のうち10人以上の者の名簿（書式第4号）	1
⑧	確認書（書式第5号）	1
⑨	合併趣旨書	1
⑩	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（書式第8号）	各1
⑪	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（書式第9号又は第 10号）	各1

(3) 縦覧期間中の補正（法第10条第3項、第34条）

合併の認証申請をした人は、提出した申請書類に軽微な不備があるときは、その不備が内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものである場合に限り、補正をすることができます。補正を行うことができるのは、申請受理日より2週間に満たない場合に限ります。

合併の認証申請の補正を行う場合は、「補正書」（第1号様式の2）を提出し、「1補正の内容」欄には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。

また、補正書には補正した後の書類を、それぞれ、当初の提出部数と同じ部数添付してください。（補正のない書類の再提出は不要です。）

(4) 認証

東京都は、正当な理由がない限り、総覧後2か月以内（申請受理日から3か月以内）に認証又は不認訟の決定をし、その旨を書面で通知します。不認訟の通知をする場合は、理由も付記します。

(5) 登記（法第13条第3項、第39条、組合等登記令第8条、第11条第1項）

合併を認証された法人は、合併に必要な手続を行い、その手続の終了日から主たる事務所の所在地を管轄する法務局において2週間以内に、その他の事務所の所在地を管轄する法務局においては3週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については、設立のときと同様の登記をしなければなりません。

なお、設立の認証を受けた日から6か月を経過しても登記をしないときは、東京都は認証を取り消すことがあります。

(6) 登記完了の届出等（法第13条第2項、第39条第2項）

登記をした法人は遅滞なく、次のとおり、登記完了届出書を東京都に提出してください。

合併登記完了後の届出書類

	提 出 書 類	部数
①	合併登記完了届出書（第14号様式）	1
②	登記事項証明書	1
③	合併時の財産目録	1